

## 和泉市税条例の一部改正について（概要）

総務部税務室

### 1 主な改正の理由

地方税法等の改正により、和泉市税条例について下記の所要の規定の整備を行う必要がある。

### 2 主な改正の内容

#### （１）個人市民税に係る特定親族特別控除の創設（市税条例第１３条の３、第１５条、第１５条の２の２、第１５条の２の３）

##### <内容>

特定扶養控除の対象となる１９歳以上２３歳未満の大学生年代の子等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも親等が控除を受けられるように、特定親族特別控除を創設するもの。

| 控除区分             | 大学生年代の子等の給与収入区分（注）     | 控除額   |
|------------------|------------------------|-------|
| 特定扶養控除           | 123 万円以下（改正前 103 万円以下） | 45 万円 |
| 特定親族特別控除<br>（新設） | 123 万円超 160 万円以下       | 45 万円 |
|                  | 160 万円超 165 万円以下       | 41 万円 |
|                  | 165 万円超 170 万円以下       | 31 万円 |
|                  | 170 万円超 175 万円以下       | 21 万円 |
|                  | 175 万円超 180 万円以下       | 11 万円 |
|                  | 180 万円超 185 万円以下       | 6 万円  |
|                  | 185 万円超 188 万円以下       | 3 万円  |

注：給与収入のみとした場合の金額です。

##### <改正理由>

大学生年代の子を持つ親等の税負担を軽減することで、就業調整の緩和を図るため。

##### <施行日>

令和８年１月１日

## (2) 加熱式たばこの課税方式の見直し（市税条例附則第15条の2の2）

### <内容>

現在、重量と価格によって紙巻たばこの本数に換算している加熱式たばこの課税方式について、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは1本をもって紙巻たばこ1本に換算する仕組みとするもの。

なお、激変緩和措置として、令和8年4月1日以降と令和8年10月1日以降の2段階で課税標準の見直しを行うもの。

| 区分          | 課税標準                     |
|-------------|--------------------------|
| 現行          | 重量・価格により本数換算             |
| 令和8年4月1日以降  | 現行の換算本数×0.5+改正後の換算本数×0.5 |
| 令和8年10月1日以降 | 一定重量以下を1本と換算             |

### <改正理由>

加熱式たばこが、紙巻きたばこに比べて税負担水準が低く、課税の公平性を欠いている状況を踏まえ、課税の適正化を図るため。

### <施行日>

令和8年4月1日

## (3) 公示送達制度の見直し（市税条例第6条）

### <内容>

公示事項が記載された書面を市役所前の掲示板（以下「掲示板」という。）に掲示して行っている公示送達について、公示事項をインターネットにより公表するとともに、掲示板への掲示又は庁内に設置した電子機器の画面への表示により行うこととするもの。

### <改正理由>

インターネットによる閲覧を可能とし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることにより、利便性の向上を図るため。

### <施行日>

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日（令和8年6月30日までの範囲内において政令で定める日）

# 和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について（概要）

消防本部総務課

## 1 主な改正の理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）が改正され、損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額の引上げ等が行われたため。

## 2 主な改正の内容

1. 消防作業従事者等の補償基礎額について（令第 2 条第 2 項第 2 号関係）  
消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を 9,700 円に、最高額を 14,500 円に改定。
2. 非常勤消防団員等の補償基礎額について（令第 2 条第 2 項第 1 号及び別表関係）  
非常勤消防団員及び非常勤水防団員に係る補償基礎額を次のとおり改定。

別表 補償基礎額表（令第 2 条関係）

（単位：円）

| 階 級       | 勤 務 年 数        |                |                |
|-----------|----------------|----------------|----------------|
|           | 10 年未満         | 10 年以上 20 年未満  | 20 年以上         |
| 団長及び副団長   | 12,900（12,500） | 13,700（13,350） | 14,500（14,200） |
| 分団長及び副分団長 | 11,300（10,800） | 12,100（11,650） | 12,900（12,500） |
| 部長、班長及び団員 | 9,700（9,100）   | 10,500（9,950）  | 11,300（10,800） |

備考：（ ）内書は現行の補償基礎額である。

## 3. 扶養に係る補償基礎額の加算額の改定について（令第 2 条第 3 項関係）

扶養に係る補償基礎額の加算額を次のとおり改定。

| 政令における号 | 第 1 号                                 | 第 2 号                            | 第 3 号                            | 第 4 号          | 第 5 号                             | 第 6 号   |
|---------|---------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------|-----------------------------------|---------|
| 区分      | 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） | 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 | 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫 | 60 歳以上の父母及び祖父母 | 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹 | 重度心身障害者 |
| 加算額（日額） | 100                                   | 383                              | 217                              |                |                                   |         |

### 3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

適用については、令和 7 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償、同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

# 和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例の一部改正について（概要）

教育・こども部こども未来室

## 1 主な改正の理由

国の基準改正に伴う条例改正。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第39号）が一部改正（公布：R7.1.31、施行：R7.4.1）されたため、所要の規定の整備を行う必要がある。

## 2 主な改正の内容

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業とは、施設型給付費や地域型保育給付費による市の財政支援を受ける事業として市長が確認を行った施設のこと。

家庭的保育事業等を行う特定地域型保育事業者は、保育内容支援及び代替保育等に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を連携施設として確保しなければならないとされている。

### ア) 保育内容支援について

保育内容支援とは、集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な事業者に対する相談、助言などの支援のこと。

保育内容の支援は、保育所、幼稚園、認定こども園のいずれかの連携施設の確保によることが義務付けられていたが、新たに適用除外規定として、連携施設の確保が困難な場合において、連携協力を行う者として本来業務に支障が生じないときは、小規模保育事業A型事業者等を確保することでも可能とするもの。

### イ) 代替保育について

代替保育とは、事業者の職員の病気、休暇等により保育を提供できない場合に、事業者に代わって提供する保育のこと。

代替保育については、これまでも適用除外規定として連携施設の確保が困難と認める場合は、連携協力を行う者を確保することで、保育所、幼稚園、認定こども園以外の小規模保育事業A型事業者等での代替保育を可能としていたが、市長が連携協力を行う者の確保の促進策を実施してもなおその確保が著しく困難なときも、適用除外規定として扱うことを可能とするもの。

### ウ) 経過措置期間について

当該国基準の運用について、連携施設の確保に配慮し、10年間の経過措置期間が設けられていたが、その期間をさらに5年間延長するもの。

## 3 施行期日

公布の日から施行する。

# 和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正について（概要）

教育・こども部こども未来室

## 1 主な改正の理由

国の基準改正に伴う条例改正。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）が一部改正（公布：R7.1.31、施行：R7.4.1）されたため、所要の規定の整備を行う必要がある。

## 2 主な改正の内容

家庭的保育事業等とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業のことで、居宅訪問型保育事業を除く事業者は保育内容支援及び代替保育等に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を連携施設として確保しなければならないとされている。

### ア）保育内容支援について

保育内容支援とは、集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な事業者に対する相談、助言などの支援のこと。

保育内容の支援は、保育所、幼稚園、認定こども園のいずれかの連携施設の確保によることが義務付けられていたが、新たに適用除外規定として、連携施設の確保が困難な場合において、連携協力を行う者として本来業務に支障が生じないときは、小規模保育事業A型事業者等を確保することでも可能とするもの。

### イ）代替保育について

代替保育とは、事業者の職員の病気、休暇等により保育を提供できない場合に、事業者に代わって提供する保育のこと。

代替保育については、これまでも適用除外規定として連携施設の確保が困難と認める場合は、連携協力を行う者を確保することで、保育所、幼稚園、認定こども園以外の小規模保育事業A型事業者等での代替保育を可能としていたが、市長が連携協力を行う者の確保の促進策を実施してもなおその確保が著しく困難なときも、適用除外規定として扱うことを可能とするもの。

### ウ）経過措置期間について

当該国基準の運用について、連携施設の確保に配慮し、10年間の経過措置期間が設けられていたが、その期間をさらに5年間延長するもの。

## 3 施行期日

公布の日から施行する。